

団体信用生命保険「だんしん」

1 内 容

全国市町村職員共済組合連合会は、住宅貸付又は災害貸付及び在宅介護対応住宅貸付の借受人が、貸付金の償還中に万一死亡又は高度障害状態と認定された場合、保険金で残存債務を返済することにより、退職手当・住宅等を確保し家族の生活の安定を図ることを目的とする団体信用生命保険制度を実施しています。

2 加入資格

住宅貸付又は災害貸付及び在宅介護対応住宅貸付の借受人で、次に該当する場合に申し込みができます。

(1)貸付金残高が10万円以上あること

(2)就業状態及び健康状態が告知事項の内容のとおりであること

告知事項	告知日現在、私の就業状態及び健康状態は下記のとおりです。 現在の就業状態…私は、団体信用生命保険への加入を申し込むにあたり告知日現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 過去3年以内の健康状態…申込日(告知日)より起算して過去3年以内に、別表記載の病気により連続して2週間以上の入院をしたことはありません。	
	<table><tr><td>【別表】</td><td>狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳動脈硬化症、精神病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、ぜんそく、慢性気管支炎、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、慢性すい臓炎、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、がん、肉腫、白血病、腫瘍、ポリープ、糖尿病、リウマチ、膠原病</td></tr></table>	【別表】
【別表】	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳動脈硬化症、精神病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、ぜんそく、慢性気管支炎、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、慢性すい臓炎、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、がん、肉腫、白血病、腫瘍、ポリープ、糖尿病、リウマチ、膠原病	

3 保険期間

加入者の保険期間は、貸付規則に定める償還期間と同一期間となります。

4 保険適用開始日及び加入日

加入者の保険適用開始日は、次のとおりとなります。

(1)新規借受人である加入者(新規加入者)は、貸付を受けた日

(2)既借受人である加入者(中途加入者)は、既借受人から加入申し込みがあった日の属する月の翌々月1日

5 特約保証料

(1)貸付金残高(10万円単位に切り上げた額)の10万円につき月額15円を乗じた額の12か月分を一括して借受人の預金口座から自動振替で支払いとなります。

(2)次年度以降も毎年同時期に上記(1)の手続きがとられます。

(3)特約保証料は後払いですが、自動振替不能の場合は保険の適用を受けられません。

6 保険金

(1)共済組合は、保険金受取人となり保険金の請求手続きを行います。

(2)保険金で残存債務を返済してもなお残余保険金がある場合は、借受人(家族)に支払われます。

(3)次のような場合には、保険金が支払われないことがあります。

①告知義務違反による解除

②保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき

③戦争その他の変乱により死亡または高度障害となったとき

④加入者の故意により高度障害状態となったとき

⑤詐欺取消し、不法取得目的による無効の場合

⑥保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になったとき

⑦保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害になられたとき

⑧重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む)

7 任意脱退

(1)保険期間の途中で脱退をすることができます。

(2)特約保証料の充当期間中保障する代わりに、支払済特約保証料は返還されません。

(3)任意脱退後は、同一貸付での再加入はできません。

8 中途加入

既借受人の中途加入申し込みについては、申込書を随時受け付けております。中途加入を希望する方は、健康福祉係までご連絡ください。

債務返済支援保険

病気・ケガで働けなくなったときに返済金相当額が補償されます。

1 内容

「債務返済支援保険」とは「だんしん」に加入する組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害となったとき、貸付金の返済金額相当額(平均返済月額)を保険金として加入者にお支払いする制度です。

2 加入資格

(1)団体信用生命保険の加入者で、「債務返済支援保険」にご加入の際、加入日現在満18歳以上満60歳未満であること。

(2)健康状態が団体信用生命保険の告知事項及び以下に掲げる告知事項に合致すること。

告知事項	申込日(告知日)より起算して過去3年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありません。 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。
	一過性脳虚血発作(TIA)、心不全、大動脈瘤、不整脈(心房粗細動など)、じん肺症、慢性肺気腫、クローン病、下垂体・副腎機能障害(クッシング病、巨人症、アジソン病など)、重症筋無力症、血友病、再生不良性貧血、悪性リンパ腫、エイズ、HIV感染症、認知症、パーキンソン病・症候群、網膜色素変性症、黄斑部変性症

3 保険料

平均返済月額1万円あたり、月額60円です。ただし、保険年度始に見直しを行い変更されることがあります。

4 保険金

(1)保険金の支払期間は、30日の免責期間を経過した日から就業障害が終了するまでとなります。

ただし、保険金の支払期間は3年を限度とします。

(2)共済組合は、保険事故のあった組合員から「事故連絡票」を受け付け、連合会に連絡します。

(3)保険金の請求は、組合員が損害保険会社へ直接行います。

(4)次のいずれかに該当した場合は、保険金は支払われません。

①故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害

③麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害

④妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害

⑤戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害

⑥頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常

所見)のないものによる就業障害

⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害

⑧精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。)

⑨退職後に開始した就業障害

など

なお、告知義務違反による解除の場合または重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む)は、保険金のお支払いができないことがあります。

※保険料の引き落としができない場合は、保険金をお支払いできません。